

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のように定め、令第三十六条第二項第二号の規定に基づき第二の規定を耐久性等関係規定として指定する</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第八十条の二第一号の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造（壁式ブッシュヤスト鉄筋コンクリート造を含む。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のように定める。</p>
<p>第一 適用の範囲等</p>	<p>第一 適用の範囲等</p>
<p>壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、令第三章第六節によるほか、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条の二に定める構造計算（「二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の歪形によつて特定建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十百分の一）」とあるのは「二十百分の一」と読み替えるものとする。以下この項において同じ。）及び令第八十二条の四に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては第一号及び第三号は適用しない。</p>	<p>一 この項の規定は、地階を除く階数が五以下で、かつ、軒の高さが十六メートル以下の建築物に適用する。</p> <p>二 次のイからニまでの一に該当する建築物については、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることを確かめなければならない。</p> <p>イ 階高（床版の上面からその直上階の床版の上面（最上階又は階数が一の建築物にあつては、壁と屋根版が接着する部分のうち最も低い部分における屋根版の上面）までの高さをいふ。）が三メートルを超える階（壁式鉄筋コンクリート造の建築物の構造部分を有するものに限る。）を有するもの。</p> <p>ロ 平面形状又は立面形状が長方形でないもの。</p> <p>ハ 住宅その他これに類する積載荷重が小さいもの以外のもの</p> <p>ニ 令八十六条第二項ただし書きの規定によつて特定行政庁が指定する多層区域内におけるもの</p>
<p>一 地階を除く階数が五以下で、かつ、軒の高さは十六メートル以下とすること。</p>	<p>一 この項の規定は、地階を除く階数が五以下で、かつ、軒の高さが十六メートル以下の建築物に適用する。</p>
<p>二 階高（床版の上面からその直上階の床版の上面（最上階又は階数が一の建築物にあつては、構造耐力上主要な壁と屋根版が接着して設けられる部分のうち最も低い部分における屋根版の上面）までの高さをいふ。）は三・五メートル以下（壁式鉄筋コンクリート造の建築物の構造部分を有する階に限る。）とすること。</p>	<p>イ 階高（床版の上面からその直上階の床版の上面（最上階又は階数が一の建築物にあつては、壁と屋根版が接着する部分のうち最も低い部分における屋根版の上面）までの高さをいふ。）が三メートルを超える階（壁式鉄筋コンクリート造の建築物の構造部分を有するものに限る。）を有するもの。</p> <p>ロ 平面形状又は立面形状が長方形でないもの。</p> <p>ハ 住宅その他これに類する積載荷重が小さいもの以外のもの</p>
<p>三 昭和五十五年建設省告示第七百九十号第五号ロを満たすものであること</p>	<p>ニ 令八十六条第二項ただし書きの規定によつて特定行政庁が指定する多層区域内におけるもの</p>

第三 二 コンクリート及びモルタルの強度

- 一 コンクリート及びモルタルの設計基準強度は、これらを構造耐力上主要な部分に使用する場合にあつては、一平方ミリメートルにつき十八ニユートン以上、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材相互又はプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材と現場打ち鉄筋コンクリートで造られた部材との接合部（以下「接合部」といふ。）の充てんに使用する場合にあつては、一平方ミリメートルにつき二十一ニユートン以上かつ接合される部材のコンクリートの設計基準強度以上としなければならない。
- 二 前号に定めるもののほか、モルタルの強度については、令第七十四条及び昭和五十六年建設省告示第千百二号の規定を準用する。

第三 基礎及び基礎ばり

基礎ばり（くた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。以下同じ。）は、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）としなければならない。

第四 床版及び屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ水平力によつて生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり（最下階の床版にあつては、基礎ばり）に伝えることができる剛性及び耐力をもつた構造としなければならない。ただし、令第八十二條の四に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第五 耐力壁

第三 二 コンクリート及びモルタルの強度

- 一 コンクリート及びモルタルの設計基準強度は、これらを構造耐力上主要な部分に使用する場合にあつては、一平方センチメートルにつき百八十キログラム以上、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材相互又はプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材と現場打ち鉄筋コンクリートで造られた部材との接合部（以下「接合部」といふ。）の充てんに使用する場合にあつては、一平方センチメートルにつき二百十キログラム以上としなければならない。
- 二 前号に定めるもののほか、モルタルの強度については、令第七十四条及び昭和五十六年建設省告示第千百二号の規定を準用する。

第三 接合部に使用する鋼材の品質

接合部に使用する鋼材は、日本工業規格G三二〇一―一九八七（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三二〇六―一九八八（溶接構造用圧延鋼材）若しくは日本工業規格G三二三六―一九九四（建築構造用圧延鋼材）に定めるもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

第四 基礎及び基礎ばり

基礎及び基礎ばりは、一体の鉄筋コンクリート造としなければならない。

第五 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ水平力によつて生ずる応力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり（最下階の床版にあつては、布基礎又は基礎ばり）に伝えることができる剛性をもつた構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第六 耐力壁

耐力壁は、次に定めるところによらなければならない。

一 耐力壁は、次に定めるところにより配置しなければならない。ただし、令第八十二条の四に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつてはこの限りではない。

イ 釣合いよく配置すること。

ロ 地階を除く階数が三以上の建築物にあつては、上階の耐力壁は下階の耐力壁と連続して配置しなければならない。ただし、耐力壁の下に有効に連続した壁はりが配置されている場合、耐力壁の両端部の直下に当該耐力壁にほぼ直交する耐力壁が配置されている場合その他構造耐力上支障のない場合は、この限りでない。

二 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、その階の床面積で除した数値（以下、「壁量」といふ。）は、次の表一（壁式ブイキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、表二）に掲げる数値以上としなければならない。ただし、令第八十二条の二に定める構造計算及び令第八十二条の四に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

表一

階		数値 (単位 一平方メートルにつき センチメートル)
地上階	最上階から数えた階数が四及び五の階	一五
	その他の階	一一
	地階	一〇

表二

一 耐力壁は、釣合い良く配置しなければならない。

一 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、当該耐力壁の長さの合計を、その階の床面積に次の表一（壁式ブイキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、表二）に掲げる数値を乗じた数値以上としなければならない。ただし、地上階を木造その他荷重の小さい構造とし、地階のみを壁式鉄筋コンクリート造とした建築物又は部分によつて階数を異にする建築物については、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

表一

階		階の床面積に乘ずる数値 (単位 一平方メートルにつき センチメートル)
地上階	最上階から数えた階数が四及び五の階	一五
	その他の階	一一
	地階	一〇

表二

階		階 (単位 一平方メートルにつき センチメートル)	数値
地上階	地階を除く階数が四及び五の建築物の各階		一五
	地階を除く階数が一から三の建築物の各階		二三
地階			二〇

三 次のイから八までに該当する場合にあつては、前号表一（壁式ブレンキヤスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値から五を減じた数値を限度として、イから八までのそれぞれに掲げる係数を前号表一（壁式ブレンキヤスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に乗じた数値まで壁量を減ずることができる。

イ 耐力壁の厚さが第五号口の表一（壁式ブレンキヤスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）に掲げる数値を超える場合 第五号口の表一（壁式ブレンキヤスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二）の数値に耐力壁の長さの合計を乗じた数値を耐力壁の厚さに当該耐力壁の長さを乗じた数値の和で除した数値

ロ 令第八十八条第一項に規定するこの数値（以下、「この数値」といふ。）が一未満の地域の場合 この数値

ハ 耐力壁に使用するコンクリートの設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニートンを超える場合 十八を、使用するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニートン）で除した数値の平方根（三分の一の平方根を下限とする。）

階		階の床面積に乗ずる数値 (単位 一平方メートルにつき センチメートル)
地階	地階を除く階数が四及び五の建築物の各階	一五
その他の階		二三

三 耐力壁の厚さが第五号口の表一に掲げる数値を超える壁式ブレンキヤスト鉄筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分にあつては、前号の規定にかかわらず、各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、当該耐力壁の長さ当該耐力壁の厚さを同表に掲げる数値で除した数値を乗じた数値の合計を、その階の床面積に前号の表一に掲げる数値を乗じた数値以上数値以上とすることができる。ただし、当該耐力壁の長さの合計は、それぞれの方向につき、その階床面積に同表に掲げる数値から三を減じた数値を乗じた数値以上としなければならない。

四 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、六十平方メートル以下としなければならない。ただし、令第第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算（令第八十二条の二に定める構造計算については、第一ただし書の例により読み替えるものとする。）によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

五 耐力壁は、次のイからニまでに定める構造としなければならない。

イ 地階の耐力壁は、現場打ち鉄筋コンクリート造とすること。ただし、令第第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造とすることができる。

ロ 耐力壁の厚さは、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、表二）に掲げる数値以上とすること。ただし、令第第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

表一

階		耐力壁の厚さ (単位 センチメートル)	
地上階	地階を除く階数が一の建築物		一一
			一五
	地階を除く階数が三以上の建築物	最上階	一五
		その他の階	一八
地階		一八	

四 壁式プレキャストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、六十平方センチメートル以下としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

五 耐力壁は、次のイからニまでに定める構造としなければならない。

イ 地階の耐力壁は、現場打ち鉄筋コンクリート造とすること。

ロ 耐力壁の厚さは、次の表一（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、表二）に掲げる数値以上とすること。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、当該計算又は実験に基づく数値（当該数値が十一センチメートル未満のときは、十二センチメートル）とすることができる。

表一

階		耐力壁の厚さ (単位 センチメートル)	
地上階	地階を除く階数が一の建築物		一一
			一五
	地階を除く階数が三以上の建築物	最上階	一五
		その他の階	一八
地階		一八	

表二

階		耐力壁の厚さ (単位 センチメートル)
地上階	最上階及び最上階から数えた階数が二の階	二三
	その他の階	二五
地階		一八

ハ 縦筋及び横筋の鉄筋比(耐力壁の壁面と直交する断面(縦筋にあつては水平断面、横筋にあつては鉛直断面)におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいう。以下同じ。)は、それぞれ次の表一(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二)に掲げる数値以上とすること。ただし、令八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては当該計算に基づく数値(当該数値が〇・一五パーセント(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつて〇・二パーセント)未満のときは、〇・一五パーセント(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては〇・二パーセント))とすることができる。

表一

階		鉄筋比(単位 パーセント)	
地上階	地階を除く階数が一の建築物	〇・一五	
	地階を除く階数が二以上の建築物	最上階	〇・一五
		最上階から数えた階数が二の階	〇・二
		その他の階	〇・二五
地階		〇・二五	

表二

表二

階		耐力壁の厚さ (単位 センチメートル)
最上階及び最上階から数えた階数が二の階		二三
その他の階		二五

ハ 縦筋及び横筋の鉄筋比(耐力壁の壁面と直交する断面(縦筋にあつては水平断面、横筋にあつては鉛直断面)におけるコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいう。以下同じ。)は、それぞれ次の表一(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては表二)に掲げる数値以上とすること。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、当該計算又は実験に基づく数値(当該数値が〇・一五パーセント(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつて〇・二パーセント)未満のときは、〇・一五パーセント(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあつては〇・二パーセント))とすることができる。

表一

階		鉄筋比(単位 パーセント)	
地上階	地階を除く階数が一の建築物	〇・一五	
	地階を除く階数が二以上の建築物	最上階	〇・一五
		最上階から数えた階数が二の階	〇・二
		その他の階	〇・二五
地階		〇・二五	

表二

階		鉄筋比(単位 パーセント)	
地上階	地階を除く階数が二以下の建築物の各階	〇・二	
	地階を除く階数が三以上の建築物	最上階	〇・二
		最上階から数えた階数が二及び三の階	〇・二五
		その他の階	〇・三
地階		〇・三	

二 プルキャスト鉄筋コンクリートで造られた耐力壁にあっては、その頂部及び脚部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。ただし、令第第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第六 壁ばりの構造

壁ばりは、次のイからニまでに定める構造としなければならない。ただし、イから八までの規定は、令第八十二条の四に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

- イ せいは四十五センチメートル以上とすること。
- ロ 複筋ばりとすること。
- ハ 主筋は、径十二ミリメートル以上とすること。

ニ あばら筋比(はりの軸を含む水平断面における一組のあばら筋の断面の中心を通る直線と、相隣り合う一組のあばら筋の断面の中心を通る直線とでは含まれた部分のコンクリートの面積に対するあばら筋の断面積の和の割合をいふ。)は、〇・一五パーセント(壁式プルキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては〇・二パーセント)以上とすること。

階		鉄筋比(単位 パーセント)	
地階を除く階数が二以下の建築物の各階		〇・二	
地階を除く階数が三以上の建築物	最上階	最上階	〇・二
		最上階から数えた階数が二及び三の階	〇・二五
		その他の階	〇・三
	その他の階		〇・三

二 プルキャスト鉄筋コンクリートで造られた耐力壁にあってはその頂部及び脚部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。

第七 壁ばりの構造

壁ばりは、次のイからニまでに定める構造としなければならない。ただし、イから八までの規定は、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

- イ 文は四十五センチメートル以上とすること。
- ロ 複筋ばりとすること。
- ハ 主筋は、径十二ミリメートル以上とすること。

ニ あばら筋比(はりの軸を含む水平断面における一組のあばら筋の断面の中心を通る直線と、相隣り合う一組のあばら筋の断面の中心を通る直線とでは含まれた部分のコンクリートの面積に対するあばら筋の断面積の和の割合をいふ。)は、〇・一五パーセント(壁式プルキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分にあっては〇・二パーセント)以上とすること。

第七 接合部の構造

接合部は、次のイからハまでに定める構造としなければならない。ただし、イ及びニの規定は、令三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

イ 耐力壁相互の鉛直方向の接合部は、ウエットジョイントによるものとし、径九ミリメートル以上のコッター筋によつて構造耐力上有効に接合することができるものとする。

ロ 床版、壁はり及び耐力壁の水平方向の接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

ハ 接合部に使用する鉄筋、金物等は、防錆上及び耐火上有効に被覆すること。

ニ 接合部に使用する鋼材は、日本工業規格G三二〇一（一般構造用圧延鋼材）一九八七、日本工業規格G三二〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九八八若しくは日本工業規格G三二三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四に定めるもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第八 屋根版の構造

構造耐力上主要な部分である屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ、水平力によつて生ずる応力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばりに伝えることができる剛性をもつた構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第九 接合部の構造

接合部は、次のイからハまでに定める構造としなければならない。ただし、イの規定は、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

イ 耐力壁相互の鉛直方向の接合部は、ウエットジョイントによるものとし、径九ミリメートル以上のコッター筋によつて構造耐力上有効に接合することができるものとする。

ロ 床版、壁はり及び耐力壁の水平方向の接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

ハ 接合部に使用する鉄筋、金物等は、防錆上及び耐火上有効に被覆すること。

